

議 長 日程第1「議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 総務文教常任委員会報告。松田町議会議長 平野由里子殿。

本委員会は、12月5、6両日に、委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和6年第4回議会定例会において付託された議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、参事兼政策推進課長及び担当職員出席のもと、松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について、本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨、意味などの説明を受け、現場視察、質疑等を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、地域の活性化、交流人口、関係人口につながる拠点となるものと判断しました。なお、次の事項について強く申入れをします。

- (1) 寄小学校の児童の登下校や校庭使用時も含め、児童の安全を確保されたい。
- (2) 周辺地域の生活環境に十分配慮されたい。
- (3) 地域住民とのコミュニケーションを密にとり、多くの人が活用できる管理・運営を図られたい。

私のほかにも委員がおりますので、発言することをお許してください。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
9 番 井 上 今、委員会報告がなされました。その内容につきましてですね、質疑を行いたいと思います。

まず、このですね、条例の…条例はですね、今まで普通財産であった旧寄中学校の校舎を行政財産とするという条例だというふうに思います。その中で、

委員会です、実際に旧寄中学校校舎等をですね、視察にも行かれたというふうにも聞いております。公共用財産というのは、行政財産というふうに区分け、普通財産、行政財産と区分けされますが、その中でもですね、特に一般の人々が直接利用することを目的としたものだというふうに定義をされています。委員会報告の中でもですね、審査の内容の(3)で、地域住民とのコミュニケーションを密にとり、多くの人々が活用できる管理・運営を図られたい。活用できる施設だというふうに判断をされたのかと思いますが、その公共用財産である一般の人々が利用できるというところを、どういった点をもってですね、判断されたのか、どういったことを根拠に公共用財産だと判断をされたのかをお伺いをしたいと思います。

10番 南 雲 まず、一般の人々が利用できるということで、指定管理者になった場合でも、町直営でも、一般の町民の方が借りられるような制度になっているということをお勉強させていただきました。

9番 井 上 借りられるというのは、実際にですね、今のちょっと答弁、もう一度お願いをしたいんですけども、実際に制度的にどうなのかということよりも、今現在、民間事業者が賃借…賃貸で借りているという内容をもって、それがこの条例が通った後ですね、行政財産として公共用財産として新たに町の指定管理に入るといった内容だというふうに理解していますが、その中で、どういうふうな制度によって一般の人々が利用できるというふうに判断をされたのか。そういった内容が条例の中に含まれているのか。そこを再度お伺いをいたします。

10番 南 雲 これは一応、再度この予定には、3月に行政財産としての運用を開始するために条例施行4月1日付でするんですけども、現契約の解除を3月31日付にしまして、指定管理者に移行する場合と…場合は、指定管理者の選定を新たにすることをございます。それで、指定管理になってもならなくても、町民が指定管理者が全部1棟丸々借りた場合でも、その一部分を貸し出しすることもできるし、また町のほうでもその利用はできるようにするというのを伺っています。

9番 井 上 指定管理者の制度に4月から移行するという今、説明ですけども、指定管

理者は町からその施設の管理を委託されるのであって、その指定管理者が借りるということではないと思うんですけどもね。ですので、その指定管理者が借りて、それをさらに又貸しにできるという、そういう意味合いでの説明でしょうか。

10番 南 雲 そのとおりでございます。

9番 井 上 その制度とかはあれなんですけれども、いや、本当にね、公共用財産としての一般の人々が利用できるのかというのが一番最初の質問です。そのところがまだですね、回答がないんですけれども。やはり行政財産、調べますと、道路、学校、図書館、公民館、町営住宅、公園などが公共用財産だというふうに定義されています。そういった一般の人々が直接利用できるという施設であるのかどうかの判断をお伺いをしたいと思います。

10番 南 雲 一般の人々が借りられる財産ということで伺いました。

9番 井 上 借りるのではなくて、利用をしなければいけないわけですよ。例えば学校とか図書館は、一般の人々は借りてるわけじゃないんですね。公民館とか町営住宅、公園。ですので、借りられるから公共用財産だというふうに判断をしたのであれば、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。行政財産の中の公共用財産としての位置づけを、何をですね、聞いたのではなくて、何を委員会として判断をされ、こういう報告書を作られたのか。その判断基準をお聞きします。

10番 南 雲 失礼しました。言い方が悪くて。利用できるということで、例えば指定管理者が1棟丸々借りても、町民の方が1つの部屋を借りて利用…使用料を払って利用できるということで、皆様に開かれた公共…そうですね、一般財産…ごめんなさい。公共施設として広く多くの方が利用できるということを伺いました。

議 長 補足がありますか。回答のほうは。

3番 吉 田 今の御質問ですと、施設が地域の方々に多く利用できるかどうか、活用できるかどうかというような質問ではなかったかと把握しておりますけれども、中を拝見したところ、まず図書室などもかなり使えるような状態、それと音楽室

なども使えるような状態で、こういうものをただいろいろな地域の方々に有効に使っていただくためには、やはりそういう指定管理等をして、そういうところを活用できるようなシステムにするのは有効ではないかというような感想も、委員の中では持ったところでございます。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。この旧寄中学校校舎のですね、利用方法について、今の説明としては分かりますが、今までですね、どのように町のほうがそういった活用をされるのかということでは聞いておりません。今の旧寄中学校校舎の図書館、音楽室をですね、活用すれば、町民の方々が利用できると思いますが、現在の普通財産として貸し付けている相手方は、そういうふうな意向を持った今後の活用を考えていると、そういったことを判断をされたのでしょうか。

10番 南 雲 現在の業者も、藍染めの会とかバンドの練習とかにお貸ししているということを知っていますので、その辺は現地視察に行ってお伺いしています。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

9 番 井 上 それでは、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論を行いますので、よろしくお願いをいたします。

この条例は、旧寄中学校校舎の利活用を推進するために、普通財産であった旧寄中学校校舎を行政財産として民間事業者に対し活用してもらうために、公共用財産に変更する条例だというふうに理解をしております。行政財産とは普通地方公共団体において公用または公共用に供する財産であり、普通財産とは行政財産以外の公有財産です。今まで民間事業者に普通財産として貸し付けていた旧寄中学校校舎を国のデジタル田園都市国家構想交付金による助成を受け、大改修工事を行おうとしています。国の助成金を受けて行う建物は、行政財産、公共用財産であることが必要です。また、12月補正で計上された3,800万円の

地方債を借りる場合でも、公共用財産でなくてはならないということであり
ます。

寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例により、旧寄中学校校舎
を普通財産から公共用財産に変更する条例を設置しないと、地方債も借りられ
ません。公共用財産とは、行政財産の中でも特に一般の人々が直接利用するこ
とを目的としたものです。道路、学校、図書館、公民館、町営住宅、公園など
です。民間事業者が旧寄中学校校舎を利用して、農業アカデミー等を行ってい
る施設、この条例が通ったとしても、民間事業者の営利事業内容は変わらない。
民間事業者が施設で事業を行っている場合に、多くの一般の人々が通常利用で
きるとは考えられません。

また、旧寄中学校大規模改修工事の事業費の財源は、国のデジタル田園都市
構想交付金以外の町が負担する一般財源については、町の説明によりますと、
現在の利活用事業者が来年度から負担するとしています。町が補正予算で、12
月補正予算で計上している地方債の元利償還金の返済も、事業者が負担すると
説明をされています。

このように、地方自治を、また地方財政の観点をしっかりと議会は判断をし
なければなりません。県の担当者に聞いた際、議会がこの施設を条例で普通財
産から公共用財産へと変更する設置条例を議決し、施設を公共用財産とするこ
うなことを判断したのであれば、地方債を発行は可能であると言っております。
本当に現状の旧寄中学校校舎を公共用財産にすると判断できるのでしょうか。
この判断は、この条例を議決した議会にも責任が生じてきます。

以上から、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する
条例に強く反対をします。皆様の御賛同をお願いいたします。以上で本議案に
対する反対討論とさせていただきます。

議 長 賛成の討論はございますか。

1 番 北 村 議長の許可を頂きましたので、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設
置及び管理に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。1番 北
村和士。

寄地域は、その名のとおり人々が集い、支え合いながら発展してきた地域です。この地域は、松田町にとって欠かせない場所であり、自然や文化、住民の温かさなど、まだまだ多くの可能性を秘めています。しかし現在、少子高齢化や人口減少により、地域の活力が損なわれつつあります。こうした現状を前に、私たちは立ち止まることなく、この地域の未来を切り開くために行動しなければなりません。

本条例案は、旧寄中学校という地域の象徴的な施設を活用し、地域活性化の拠点として生まれ変わらせるものです。もちろん、この条例案に完璧を求めれば、改善すべき点があるのやもしれません。しかし、今ここで議論すべきは、この施設が寄地域の未来のための一助となり得るかどうかです。そして、私たち全員がこの条例案に込められた可能性と期待をどう支え、具体的な成果に結びつけていくかということだと考えられます。

旧寄中学校を普通財産から行政財産に変更することで、この施設はこういうふうに見えるんだと、使用目的が明確化され、より町民が利用しやすくなります。また、起債が可能になることで、その一部が交付税にて町に戻り、町負担も減少します。その分、現金が残れば、次のステップに活用することができるなどの財政上の利点も図られております。また、指定管理者制度を利用できることになることから、民間の知見を活用した柔軟かつ効率的な運営が実現し、地域外からも人々を呼び込むことも可能です。この施設が設置されることで、寄地域には新たな交流や活動の場が生まれ、住民が地域にさらに誇りを持てる環境が整備されるでしょう。施設を利用する人々が増えれば、地域経済の活性化にもつながります。そして何より、住民が私たちの地域には未来があると、胸を張って言えるような成果が期待されます。

寄地域は松田町の未来を支える重要な地域です。寄が元気になれば、松田町全体が活力を取り戻します。その第一歩として、この条例案は非常に重要な意味を持っています。ここからが正念場です。これからの課題や改善点は、住民や関係者全員で知恵を出し合いながら進めていけばよいのです。寄地域の未来を見据え、この施設が地域の再生と発展に寄与する可能性を信じ、本条例案へ

の賛同をお願い申し上げます。この挑戦をなし遂げ、寄地域が次の世代へ誇れる地域として残していきましょう。以上です。

議

長 反対の立場の討論はございますか。

賛成の立場の討論はございますか。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。